

基本目標 4

みどりと都市が調和したうるおいのあるまち

基本目標4 みどりと都市が調和したうるおいのあるまち

施策分野【環境保全】

施策24 環境行政の推進

現況と課題

- ・ 高齢化、後継者不足などにより里山や谷津田*の荒廃が見受けられる一方、下水道の整備等による水質の改善や市民団体による自然環境回復など環境改善もみられます。
- ・ 環境問題は自動車の排出ガスによる大気汚染や家庭からの生活排水による水質汚濁などのいわゆる「都市・生活型公害」から低炭素、循環型社会の形成や地球温暖化をはじめとする「地球規模の環境問題」へと焦点が移りつつあります。
- ・ 本市では、市民、事業者、行政が連携して環境の保全及び創造に計画的に取り組んでいくため、「第2次環境基本計画*」を策定しました。今後、本市にとって望ましい環境像を実現すべく、「環境基本計画」を広く周知し、計画的に推進していくことが必要です。
- ・ インターネット等を活用し誰もが環境情報を得ることができる環境整備を行うとともに、子どもから高齢者まで幅広い年代の市民が、環境問題やその解決策について学ぶ機会の充実が求められています。

基本方針

- 市民が健全で恵み豊かな環境を享受し、その環境を将来にわたって維持するため、市民、事業者、行政が連携し、総合的かつ計画的に環境行政を推進します。



市内の水田風景

24

環境行政の推進

具体的な取り組み

(1) 環境基本計画の推進

- ・ 望ましい環境像を実現するため、「環境基本計画」の周知徹底を図り、環境の保全及び創造を計画的、体系的に推進します。

(2) 環境学習の推進

- ・ インターネットを利用した環境情報の公開など、分かりやすい情報提供を行い、市民の環境に対する意識啓発を行います。
- ・ 学校教育や生涯学習などに活用できる環境学習プログラムを作成し、各年代における学習機会の拡充を図ります。
- ・ 自然観察地など環境学習の場を確保するとともに、市民団体等が実施する自然観察会への協力を行います。

取り組みごとの主な事業

事業名	内 容	担当課
環境行政推進事業	「環境基本計画」を推進します。 環境情報の提供などの啓発活動、環境学習プログラムの作成、自然観察地など環境学習の場の確保などを行います。	環境政策課

期待される役割

市 民	積極的に環境学習に取り組む。 日常生活において環境へ配慮する。
地 域	環境学習の推進に協力する。
事業所	事業活動における環境への負担を軽減する。 環境保全のために自発的に取り組む。

* 谷津田
台地にはさまれた細長い谷にある水田。

* 環境基本計画
「環境基本条例(平成9年制定)」に基づき、本市における環境の保全・創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性を示す計画。

基本目標4 みどりと都市が調和したうるおいのあるまち

施策分野【環境保全】

施策25 良好な環境の維持・形成

現況と課題

- ・人々の生活と自然が近接していることは本市の大きな特色であり、まちにうるおいを与えています。希少動植物の生息・生育場所でもある里山や谷津田*、農地など市内の自然環境は、都市化の進展に伴い徐々に減少しています。
- ・本市には古木や巨木、樹林や防風林など次代に引き継ぐべき貴重な自然が残されています。本市の貴重な自然を守るため、今後も市民や事業者と連携して取り組むことが必要です。
- ・空き缶や吸い殻等のポイ捨てなどを防止し、清潔で美しいまちにするため、環境美化に対する市民のモラルを高めることが必要です。
- ・河川などの水質汚濁防止や、有害な化学物質の削減を進めるため、定期的な調査を実施するとともに、必要な対策が求められています。
- ・羽田空港再拡張事業*に伴い航空機騒音が新たな問題となっており、騒音軽減に向けた対策が求められています。
- ・近年、市街化調整区域*にはヤード*が増加しています。これらのなかには各種法令に違反しているものもあり、廃油などに起因する土壌や地下水の汚染など、環境悪化が懸念されています。

基本方針

- 健康で安心して生活できる良好な環境を維持・形成するため、優良な自然環境を保全するとともに、環境美化活動や公害防止対策を推進します。

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
高度処理型合併処理浄化槽設置基数	市の補助により高度処理型合併処理浄化槽が設置された基数	124基	240基

25

良好な環境の維持・形成

具体的な取り組み

(1) 優良自然地の保全

- ・本市に残された貴重な緑や生態系を把握するための自然環境調査を行い、良好な生態系や地域の特性を有する地域を、環境観察モデル地区として指定します。

(2) 樹木等の保存

- ・本市の貴重な古木や巨木などを保存樹木・樹林として指定し、保存に対する助成を行うとともに、指定樹木等を広く市民に周知します。

(3) 環境美化へのモラル向上

- ・環境美化へのモラル向上につながる啓発を行うとともに、「まちをきれいにする条例」に基づき、行政、市民、事業者や関係団体と連携を図り、それぞれの立場で役割と責任を分担しながら、協働して環境美化施策の推進に取り組みます。
- ・ペットの飼い主が責任を持って適正な飼育管理に努めるよう、しつけ教室を開催するなどマナー啓発を行うほか、犬の登録、狂犬病予防注射済登録などを行います。

(4) 公害防止対策の推進

- ・野焼き、土砂やごみ等の不法投棄に対する監視を行うとともに、大気汚染や水質汚濁、騒音や振動等の公害防止に向け、調査測定を継続的に行います。
- ・生活排水による水質汚濁を防止するため、高度処理型合併処理浄化槽*の普及促進を図るとともに水環境改善に向けた啓発を行います。
- ・羽田空港再拡張事業に伴う航空機騒音については、県、関係自治体と連携し、国に対して騒音軽減に向けた対策を求めています。
- ・不法ヤード対策を強化するため、県、警察など関係機関との連絡体制や地域と連携した監視体制を整備します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内 容	担当課
環境行政推進事業(再掲)	自然環境調査を行い、環境観察モデル地区を指定します。	環境政策課
保存樹木樹林等保存選定事業	古木や巨木等を保存樹木に指定するほか、樹木等の保存管理への補助を実施します。	産業振興課
環境衛生推進事業	「まちをきれいにする条例」に基づき、環境美化活動を推進します。	環境政策課
合併処理浄化槽普及促進事業	高度処理型合併処理浄化槽設置に助成します。	環境政策課

期待される役割

市 民	環境美化に対する意識を高める。
地 域	優良自然地の保全や地域の環境美化活動を積極的に行う。
事業所	地域の環境美化活動に積極的に参加する。 廃棄物の適正処理など公害防止に努める。

* 谷津田
施策24参照

* 羽田空港再拡張事業
羽田空港（東京国際空港）の発着能力を拡大させるため、新たに4本目の滑走路（D滑走路）を整備する事業（平成22年10月供用開始）。

* 市街化調整区域
「都市計画法」で市街化を抑制すべきと規定されている区域。この区域では、開発行為は原則として行えず、都市施設の整備も原則として行われない。

* ヤード
主に自動車解体業の許可を受けた業者が、騒音や塵の飛散対策として敷地を鉄製の塀などで囲い込んだ施設。

* 高度処理型合併処理浄化槽
合併処理浄化槽のうち、窒素、りん、または有機物の高度な除去能力を有するもの。

基本目標4 みどりと都市が調和したうるおいのあるまち

施策分野【環境保全】

施策26 環境衛生対策の推進

現況と課題

- ・市民が快適で衛生的な生活を送るためには、公共下水道や合併処理浄化槽を活用し、し尿の適正な収集・処理を図ることが必要です。
- ・市営霊園は合葬式墓地が整備されているものの一般墓地は余剰区画がないため、今後、将来の需要を見据えた事業の方向性を検討する必要があります。
- ・葬祭事業については、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合*で広域的な運営を行っています。施設が老朽化していることから、計画的な修繕を行うなど、今後も適正な管理、運営を進めていく必要があります。

基本方針

- 快適で衛生的な生活環境維持のため、し尿や浄化槽汚泥の処理、将来を見据えた霊園や斎場の適正な管理運営などを行います。



合葬式墓地



し尿等の処理を行っている印旛衛生施設管理組合

26

環境衛生対策の推進

具体的な取り組み

(1) 環境衛生対策の充実

- ・ 印旛衛生施設管理組合*において、し尿や浄化槽汚泥の安定した処理を行います。
- ・ し尿や浄化槽汚泥の適切な収集体制を確保するため、し尿くみ取り業者及び浄化槽清掃業者への適切な指導を行います。

(2) 霊園事業の充実

- ・ 市営霊園の適正な管理、運営を行います。
- ・ 市民の霊園需要の動向に対応した整備方針を検討します。

(3) 斎場事業の充実

- ・ 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合によりさくら斎場を適正運営します。
- ・ 修繕計画を策定し計画的な施設管理を行います。

* 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
本市のほか、佐倉市、酒々井町で構成する一部事務組合。公営の葬祭施設「さくら斎場」を運営する。

* 印旛衛生施設管理組合
本市のほか、佐倉市、八街市、富里市、酒々井町で構成する一部事務組合。4市1町から発生する、し尿や浄化槽汚泥の処理を行う。

取り組みごとの主な事業

事業名	内 容	担当課
印旛衛生施設管理組合事業	組合に参画し、し尿や浄化槽汚泥の処理を行います。	廃棄物対策課
市営霊園整備事業	市営霊園にかかる需要調査を行い、整備方針の検討を行います。	環境政策課
葬祭組合事業	組合に参画し、公営葬祭施設「さくら斎場」を運営します。	環境政策課

期待される役割

市 民	環境衛生対策を遵守し、衛生的な生活を心がける。
-----	-------------------------

基本目標4 みどりと都市が調和したうるおいのあるまち

施策分野【循環型社会】

施策27 循環型社会の推進

現況と課題

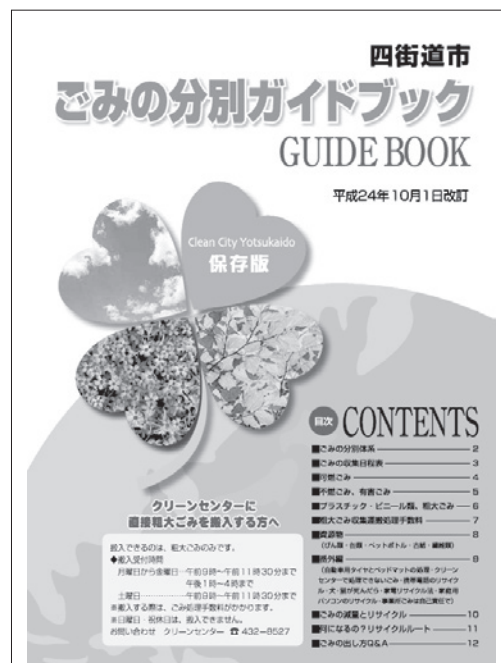
- ・近年、環境への意識の高まりを背景に、持続可能な循環型社会に向けた取り組みの重要性が高まっています。また、東日本大震災を契機とした東京電力福島第一原子力発電所における事故により、我が国のエネルギー政策は見直しが求められています。
- ・市民の再生可能エネルギーの利用や省エネルギーの実践などに対する関心も高くなっていることから、これらの取り組みを推進していく必要があります。
- ・本市の1人1日当たりのごみの排出量は全国的にも少なく、リサイクル率は全国平均と比べて高い水準にあります。今後も廃棄物による環境負荷の軽減を図るため、市民生活や企業活動における廃棄物の3R*（スリーアール）を推進することが必要です。

基本方針

- 地球環境への負荷を低減し、持続可能な循環型社会を推進するため、市民、事業者、行政が協働して、省資源・省エネルギーの実践や3Rの推進に取り組みます。

27

循環型社会の推進



具体的な取り組み

(1) 省資源・省エネルギーの推進

- ・小規模雨水利用設備、住宅用省エネルギー設備等の設置に対して助成するなど、資源の有効利用や再生可能エネルギー*の普及促進を図ります。
- ・公共施設等の照明器具を環境配慮型に更新するなど省エネルギーの取り組みを進めるとともに、太陽光発電システムの導入を推進するほか、太陽光発電以外の再生可能エネルギーについても導入可能性を検討します。

(2) 3R(スリーアール)の推進

- ・「一般廃棄物処理計画」に基づき、3Rの推進及び適切なごみ処理を行うとともに、ごみの発生抑制(リデュース)及び費用負担の公平化を図るため、新たに家庭ごみの有料化を検討します。
- ・不用品の交換情報の提供や販売、買い物袋持参運動の推進などを通じて、ごみの減量やリサイクルに関する意識啓発を図るとともに、リユースの拠点施設の整備を検討します。
- ・雑がみ*や植栽剪定枝などのリサイクルを推進するとともに、新たに廃食油や使用済小型電子機器などリサイクル品目を拡大し、リサイクル率の向上を図ります。

取り組みごとの主な事業

事業名	内 容	担当課
環境保全対策事業	住宅用省エネルギー設備の設置費用助成を行います。	環境政策課
ごみ減量化・リサイクル推進事業	3Rを推進し、新たに廃食油や使用済小型電子機器等のリサイクルを行います。	廃棄物対策課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
住宅用省エネルギー設備等設置件数	市の補助により住宅用省エネルギー設備等が設置された延べ件数	169件	900件
リサイクル率	ごみ排出量に占めるリサイクル処理された量の割合	24.9%	36.6%

期待される役割

市民	家庭において省資源・省エネルギーを実践する。 無駄なものは購入しない、ものを長く使う、分別を徹底するなどごみの減量化に取り組む。
地域	資源物回収に協力する。
事業所	省資源・省エネルギーを実践する。 事業系ごみの削減に取り組む。

***3R(スリーアール)**
廃棄物の排出を抑制する「リデュース」、製品や部品を再使用する「リユース」、新たな製品の原材料として再生利用する「リサイクル」のそれぞれの頭文字をとったもの。

***再生可能エネルギー**
太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギー。一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しない。

***雑がみ**
家庭から排出される古紙類のうち新聞・雑誌・段ボール以外で紙の再生原料となるもの。本市ではごみの減量及びリサイクルを目的として、平成21年12月から分別収集を行っている。

基本目標4 みどりと都市が調和したうるおいのあるまち

施策分野【循環型社会】

施策28 ごみの適正処理

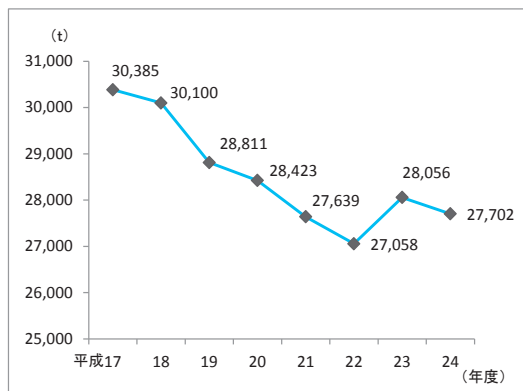
現況と課題

- ・ごみの減量化や分別の促進のため、ごみに関する情報や学習機会を提供するなど市民の意識啓発が必要です。
- ・公道などへのごみの不法投棄はさらなる不法投棄を誘発し、生活環境の悪化を招くため、不法投棄を抑制する対策をとることが必要です。また、不法投棄が行われた場合には、迅速に撤去することが必要です。
- ・市民の快適で衛生的な生活を確保するため、ダイオキシン類などの有害物質の排出を抑制し、安全かつ安定的な廃棄物収集運搬処理体制を構築することが必要です。
- ・本市は最終処分場を持たないため、ごみの減量化により焼却灰の排出を抑制するとともに、安定的な最終処分先を確保することが必要です。
- ・ごみ処理施設については、関係自治会等と協議のうえ、整備する必要があります。

基本方針

- 将来にわたって適正なごみ処理を行うため、市民のごみに対する意識の高揚を図るとともに、安全・安定したごみ処理体制を構築します。

ごみの排出量推移



四街道市統計書（資料：クリーンセンター）



クリーンセンター

具体的な取り組み

(1) ごみに関する意識の高揚

- ・クリーンセンターの見学やゴミゼロ運動の実施、再資源化した結果の“見える化”などリサイクルに関する情報提供を行い、ごみの分別徹底、ごみの減量化などごみに関する意識の高揚を図ります。
- ・地域が行う清掃活動を支援します。
- ・紙類の分別を促進するなど事業系ごみの減量化を推進します。
- ・公道などに不法投棄された廃棄物の撤去処分を行い、不法投棄の誘発や生活環境の悪化を防止します。

(2) ごみ処理体制の充実

- ・収集運搬体制の充実を図り、高齢者や障害者のみの世帯のうち、ごみ出しが困難でほかに協力が得られない人を対象に家庭ごみの戸別収集を行います。
- ・安定的な最終処分先を確保します。

(3) ごみ処理施設の整備

- ・日常の運転管理、定期的な点検整備及び老朽化設備の修繕等を行い、ダイオキシン類など有害物質の排出規制を遵守し、クリーンセンターを安全かつ安定的に運営します。
- ・将来にわたって安定的なごみ処理を実現するため、関係自治会等と協議を行います。

取り組みごとの主な事業

事業名	内 容	担当課
ゴミゼロ運動事業	市内一斉ゴミゼロ運動を実施します。	クリーンセンター
廃棄物収集運搬処理処分事業	市内で発生する廃棄物を区分して収集・運搬するとともに、リサイクルに配慮した適正な処理・処分を行います。	クリーンセンター
クリーンセンター管理運営事業	日常の運転管理、定期的な点検整備及び老朽化した設備の修繕等を行い、クリーンセンターを適切に運営します。	クリーンセンター

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
1人1日当たりごみ排出量	市民1人が1日に排出するごみの量	875g	809g

期待される役割

市 民	ごみを出さない消費行動を実践する。 ゴミゼロ運動などの清掃活動に参加する。
地 域	地域の清掃活動を行う。
事業所	ゴミゼロ運動や地域の清掃活動に協力する。

基本目標4 みどりと都市が調和したうるおいのあるまち

施策分野【住環境】

施策29 計画的な緑の整備

現況と課題

- ・本市は、谷津田*や斜面林などの自然を保全するとともに、どんぐりの森プレーパークや四街道総合公園の整備など、緑を活かしたまちづくりを進めてきました。一方で、都市化の進行や農林業者の減少に伴い、本市の財産である貴重な緑は徐々に減少しています。
- ・市民の協力のもと策定した、本市の緑に関する基本的な考え方を示す「みどりの基本計画」*と「みどりの基本計画行動計画」に基づき、市民、事業者等と連携しながら緑の保全、創出へ取り組むことが必要です。また、市民の身近な緑を大切にしようとする機運を高めていくことも必要です。
- ・緑は、市民生活に安らぎやうるおいを与えるとともに、動植物の生息域としても貴重な資源となっています。市街地内の緑が少ない本市では、緑の持つ、良好な景観、防災機能や多様な動植物の生態系の機能をより高く発揮するため、緑に連続性を持たせ、まとまりのある緑を創出していく緑のネットワーク化が必要です。
- ・公園施設では、施設や遊具の老朽化が進んでいることから、安全性を確保するための取り組みが必要です。また、公園施設に対する市民ニーズは多様化しており、公園が持つ防災、環境保全、子どもや高齢者の憩いや健康づくりの場など、市民ニーズに沿った整備を進めていく必要があります。

基本方針

- 緑地や公園が持つ多様な機能を享受するため、緑の拠点と市街地の緑地空間を有機的に結ぶ緑のネットワークを形成します。また、公園の整備や緑地、里山、谷津田などの保全を市民と協働して推進します。

都市公園の状況(平成24年9月1日)

公園種別	箇所数	面積 (㎡)
総合公園	1	193,000
地区公園	1	41,323
近隣公園	6	111,603
街区公園	137	149,492
合計	145	495,418

四街道市統計書(資料:都市計画課)



四街道総合公園

29

計画的な緑の整備

具体的な取り組み

(1) 緑のネットワークの形成

- ・「みどりの基本計画」の中期取り組み内容を決定し、計画的に緑のまちづくりを推進します。
- ・緑のまちづくりを進めるため、市民、事業者、行政の連携体制を整えとともに、緑の拠点づくりを進め、公園、市民の森等と、市内に広がる緑地、里山、谷津田などをつなぐ緑のネットワーク形成に努めます。
- ・市民の緑化に対する意識を高め、市民と連携して住宅地などの緑化を推進します。

(2) 公園・緑地の整備

- ・土地区画整理事業*により物井地区などへの公園整備を促進します。
- ・安全で快適な都市公園を維持するため、老朽化した施設の計画的更新や遊具の安全性を確保した更新を進めます。また、適正な利用に配慮し、利用者と周辺住民のトラブルなどを未然に防ぐとともに、市民の自主的な管理を促進します。
- ・市内に広がる緑地、里山、谷津田などの保全に努めるとともに、自然を活かした学びや遊びを取り入れた活用が図られるよう、関係者や利用者の意向等を踏まえた整備を進めます。

取り組みごとの主な事業

事業名	内 容	担当課
緑化推進事業	栗山みどりの保全事業を推進するほか、「みどりの基本計画」に基づき、計画的に緑のまちづくりを推進します。	都市計画課
都市公園・緑地維持管理事業	中央公園庭球場の改修のほか、公園内施設の点検保守管理、樹木管理、遊具等施設修繕を行います。	都市計画課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
市民一人当たりの都市公園面積	市公園整備面積 / 人口	7.2㎡ / 人	8.9㎡ / 人

期待される役割

市民	地域の公園の維持管理に積極的に参加する。また、自然環境を保全するとともに、住宅地における緑化の推進に努める。
地域	公園・緑地づくりに積極的に関わるとともに、維持管理に努める。
事業所	地域の公園の維持管理に積極的に参加する。また、事業所における緑化の推進に努める。

* 谷津田
施策 24 参照

* みどりの基本計画
「都市緑地法第 4 条」に規定されており、本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定め、緑に関する基本的な考え方を示した計画。

* 土地区画整理事業
「土地区画整理法」に基づき、道路、公園などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業。

基本目標4 みどりと都市が調和したうるおいのあるまち

施策分野【住環境】

施策30 良好な住宅・住環境の整備

現況と課題

- ・本市の市街地は、JR四街道駅を中心とした既成市街地と、計画的に開発された住宅地に大別され、計画的に開発した住宅地は、敷地面積も広く、生活基盤も整っていることから、住環境について高い評価を得ています。一方、既成市街地は、安全性や利便性を高める生活基盤の向上が求められています。
- ・計画的に開発された住宅地のなかには、整備後、30年以上を経過した地域もあり、世代交代による住宅の建て替えや住み替えが一部で見られるものの、住民の高齢化や空き家の増加など、新たな問題が顕在化してきており、今後は、これらの課題に対応していく必要があります。
- ・景観面では、整備が終了した松並木シンボルロード*のほか、ガス灯をシンボルとした住宅地など、良好な景観を有する地域があります。良好な住環境・景観は、定住人口の維持・拡大のための大きな魅力の一つとなります。住環境・景観の形成にあたっては、地区計画*に基づくところも大きく、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たし継続的に取り組んでいくことが必要です。
- ・今後、本市においてはこれまで以上に高齢者人口の増加が見込まれます。高齢者が安心して自分の住宅で住み続けられるよう、バリアフリー*化や、老朽化した家屋のリフォーム等、住宅改善のための支援が必要です。また、市営住宅においても、老朽化対策などによる居住環境の向上が求められています。

基本方針

- 整備した住宅地など、地域の特性に応じた住環境の形成を図るため、総合的な住宅施策の推進と地区計画制度等の適切な運用により、良好な住環境の形成に努めます。



計画的に開発された住宅地

30

良好な住宅・住環境の整備

具体的な取り組み

(1) 居住環境の維持・向上

- ・住宅地については、「都市計画マスタープラン*」や「開発行為指導要綱*」などに基
づき、良好で快適な居住環境の維持、形成を誘導します。
- ・市民生活の利便性を高めるため、市街地の住居表示事業を実施します。
- ・違反建築物の発生を未然に防止するため、関係機関と連携して建築パトロールを実
施し、監視体制の強化に努めます。
- ・「住生活基本法」に基づき、本市の住宅施策を総合的に推進する「住生活基本計画*」
を策定します。
- ・増加傾向にある空き家の実態調査を進め、空き家の効果的な対策を検討していきま
す。
- ・介護、子育てなど親世帯と子世帯がお互いに協力できる環境づくりを推進する親元
同居、近居等への支援を行います。

(2) 魅力ある景観づくりの推進

- ・住宅地については、地区計画を推進し、市民主導による住環境の向上に努めます。
- ・公共空間については、周辺の景観や環境との調和を図るよう、その意匠や、形態、
色彩などに配慮します。また、街路樹、ガス灯等の適正な管理に努め、景観維持に
取り組みます。
- ・放置自転車等については、パトロールを実施するとともに、指導、撤去を行います。

(3) 快適な住まいの整備

- ・家屋のリフォームやバリアフリー化を促進するための事業を推進します。
- ・「公営住宅等長寿命化計画」に基づき各市営住宅の個別改善を実施し、入居者の居住
性を高めていきます。

取り組みごとの主な事業

事業名	内 容	担当課
住生活基本計画推進事業	本市の住宅施策を総合的に推進する「住生活基本 計画」を策定します。	建築課
街路樹管理事業	街路樹の剪定、危険木除去、除草などを行い、 景観の維持と道路交通安全確保に取り組みま す。	道路管理課
建築行政事業	住宅リフォームに対する補助を行います。	建築課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
放置自転車等撤去台 数	自転車等放置禁止区域における放置自転車等 の年間撤去台数	1,132台	1,000台

期待される役割

市 民	地区計画を遵守するなど、良好な居住環境の維持、形成に努める。
地 域	地区計画を遵守するなど、良好な居住環境の維持に努める。また、地区計画 がない地域は、地区計画の導入に努める。
事業所	地区計画を遵守するなど、良好な居住環境の維持、形成に努める。

* 松並木シンボル ロード

JR 四街道駅北口より
市内中心市街地を南北
に貫く都市計画道路
3・4・2 号沿いの松並
木通り。快適な歩行空
間と良好な景観を形成
している。

* 地区計画

都市計画法に定められ
ている、住民の合意に
基づいて、それぞれの
地区の特性にふさわし
いまちづくりを誘導す
るための計画。

* バリアフリー 施策5参照

* 都市計画マスター プラン 施策37参照

* 開発行為指導要綱

開発行為等によって、
無秩序な市街化が行わ
れることを規制し、良
好な市街地の造成並び
に快適な生活環境の保
持を目的に制定された
要綱。

* 住生活基本計画

市民の豊かな住生活の
実現をめざし、ストック
重視、市場重視、福祉
・まちづくり等の関
係する施策分野との連
携、地域の実情を踏ま
えたきめ細かな対応な
どを基本として、住生
活の安定の確保及び向
上の促進に関する施策
を推進するための計画。

基本目標4 みどりと都市が調和したうるおいのあるまち

施策分野【生活基盤】

施策31 排水対策の推進

現況と課題

- ・本市を流れる河川は、鹿島川、上手繰川、勝田川の3水系に分かれ、この3河川に公共下水道の雨水幹線*やその他の排水路などが流入しています。
- ・都市化の進展に伴い、生活排水の増量、土地の保水・遊水機能の低下や近年の局地的大雨*により、市街地内の一部に浸水・冠水などの被害が発生しており、雨水対策の一層の強化が求められています。
- ・道路施設の排水機能を向上させるため、側溝整備を計画的に進めてきましたが、未整備地区の解消にまでは至っていません。一方で、既存側溝の老朽化などによる改修を要する箇所や側溝に土砂が堆積している箇所など、側溝の持つ機能が十分に発揮できていない箇所もあり、市民ニーズを踏まえた側溝整備と適切な維持管理を進めていく必要があります。
- ・雨水対策については、長期の整備期間を必要とする流域整備に留まらず、雨水が短時間に河川へ流れ込まないように、一時的に雨水を貯留するなど、さまざまな対策を総合的に行っていくことが必要です。

基本方針

- 大雨時における^{いっすい}溢水を防止するため、河川、排水路、排水施設の整備や雨水を貯留する施設の整備など、総合的な雨水対策を進めます。



四街道雨水幹線

31 排水対策の推進

具体的な取り組み

(1) 河川・排水路の整備

- ・排水路の溢水対策として、雨水貯留施設*を整備します。
- ・市内の浸水や冠水を防止するため、東部排水路の暫定改修及び第3排水路等の溢水対策を進めます。また、河川やその他の排水路の整備を計画的に進めます。

(2) 道路排水施設の整備

- ・道路側溝の新設を進め、未整備地区の解消に努めます。
- ・道路冠水を未然に防止するため、道路側溝の改修や側溝内に堆積した土砂の撤去を行うなど、道路側溝の機能を維持します。
- ・事業者の開発行為に対して適切な指導を行い、宅地からの雨水流出の抑制を図ります。

取り組みごとの主な事業

事業名	内 容	担当課
四街道雨水幹線改修事業	四街道雨水幹線の溢水解消に向けた整備を行います。	下水道課
排水溝整備事業	道路側溝の新設、改修を行います。	道路管理課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
下水道雨水整備率	整備済面積 / 計画面積	33.9%	38.9%

期待される役割

市 民	住宅敷地内での雨水貯留施設や浸透ます*の設置に努める。
地 域	道路排水や排水施設の維持管理に努める。
事業所	事業所敷地内での雨水貯留施設や浸透ますの設置に努める。

***雨水幹線**
公共下水道のうち、雨水の排水を目的としたもの。生活雑排水用の管とは別に設けられている。

***局地的大雨**
施策13参照

***雨水貯留施設**
施策13参照

***浸透ます**
雨水流出抑制施設の一つで、雨水ますの底部を開口または多孔にして砂利や碎石を敷き並べ、雨水を浸透させるもの。

基本目標4 みどりと都市が調和したうるおいのあるまち

施策分野【生活基盤】

施策32 下水道の整備・充実

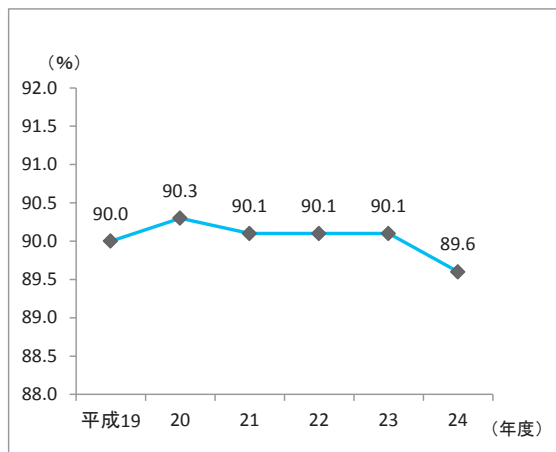
現況と課題

- ・ 公共下水道については、生活環境の向上、公共用水域の水質保全、浸水の防止などを目的に、昭和47年度から整備に着手し、平成24年度末で事業認可面積1,309haに対して整備面積は1,093ha、処理開始区域内人口は81,322人で、普及率は89.6%となっています。
- ・ 市街化区域*内を中心に整備が進められた下水道の管路施設は、施設整備後40年を経過しているものもあり、老朽化に伴う更新費用の増大が懸念されています。今後は、施設の損傷が軽微なうちに補修し、長持ちさせるという予防保全の考えに基づく維持管理により、施設の長寿命化に取り組んでいく必要があります。
- ・ 公共下水道の整備は着実に進んでいますが、整備済区域のなかには、未接続の世帯があり、下水道接続への啓発が必要です。
- ・ 本市では、市街化区域内の下水道整備率は高い数値となっています。今後は、市街化区域内の未整備地区への普及を進めていくほか、市街化調整区域*内における効率的な汚水処理の方法について検討していく必要があります。

基本方針

- 快適で衛生的な生活環境を維持するため、公共下水道の計画的な整備を進め、未整備地域の解消を図るとともに、供用開始地域の公共下水道への接続を促進します。

下水道普及率



四街道市統計書（資料：下水道課）



下水道整備工事

32 下水道の整備・充実

具体的な取り組み

(1) 公共下水道の整備

- ・市街化区域内の公共下水道の整備を着実に進め、未整備地域の解消を図ります。また、「下水道長寿命化計画」に基づく予防型の対策事業を推進します。
- ・市街化調整区域内においては、合併処理浄化槽の普及状況と公共下水道の整備費用を踏まえ、調査・研究を行います。

(2) 公共下水道の普及・促進

- ・整備済区域のなかに未接続の世帯があることから、水洗化義務期間*経過後の未水洗化家屋を中心に水洗化への指導等を行います。

取り組みごとの主な事業

事業名	内 容	担当課
公共下水道整備事業	公共下水道(汚水)の計画的な整備を進めます。	下水道課
下水道普及・促進事業	整備済区域内の未接続世帯の解消に向けた接続促進啓発の取り組みを実施します。	下水道課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
下水道整備率	整備済面積 / 計画面積	83.5%	90.8%

期待される役割

市民	下水道には不適切な物を流さないよう正しい下水道の知識を習得する。整備区域内において、下水道が未接続の場合は、下水道への接続を行う。
地域	地域の市民に、下水道には不適切な物を流さないよう正しい下水道の知識を共有する。
事業所	下水道には不適切な物を流さないよう正しい下水道の知識を習得する。整備区域内において、下水道が未接続の場合は、下水道への接続を行う。

***市街化区域**
「都市計画法」において、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分することができ、市街化区域は、すでに市街化を形成している区域またはおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

***市街化調整区域**
施策25参照

***水洗化義務期間**
くみ便所が設けられている建築物を所有する者が、汚水管が公共下水道に連結された水洗便所に改造することを定められた期間。公共下水道の処理を開始する日から3年以内(下水道法)。

基本目標4 みどりと都市が調和したうるおいのあるまち

施策分野【生活基盤】

施策33 安定した水の供給

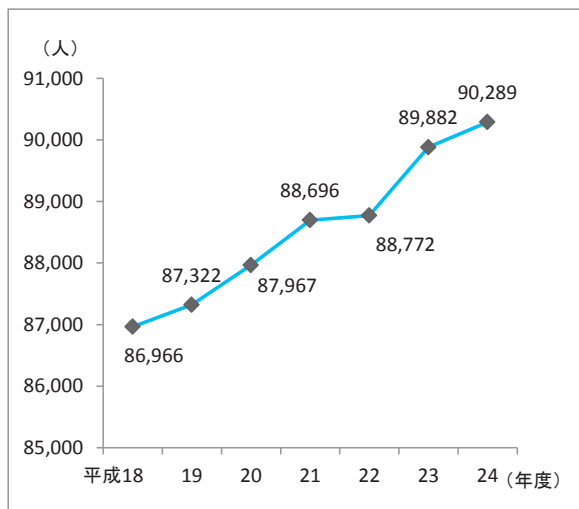
現況と課題

- ・本市の水道事業は、昭和37年の給水開始以来、急激な人口の増加に対応するため、給水能力の向上に努めており、平成24年度末には、99%を超える高い水道普及率となっています。
- ・本市は、水源を地下水に依存してきましたが、昭和47年の県公害防止条例による地下水取水規制により、昭和56年から、印旛広域水道用水供給事業*に参加し、現在、表流水への転換を進めています。
- ・表流水への転換には、水資源の確保が必要であり、印旛広域水道用水供給事業を通じて、水利権*の確保に努めていく必要があります。
- ・今後は、主要水道管、老朽管及び浄水施設等の更新を引き続き進めるとともに、徹底した水質の維持管理により、安全な水の供給が求められています。

基本方針

- 安全な水を安定して供給していくため、水源の確保と浄水・取水・配水施設の整備、更新を計画的に進めていきます。

給水人口の推移



四街道市統計書（資料：水道事業センター業務課）



第1浄水場

具体的な取り組み

(1) 水資源の確保

- ・ 印旛広域水道用水供給事業に参加している市町との連携・協力のもと、水利権の確保について国・県に対して要望していきます。

(2) 安全で安定した給水

- ・ 市民が常に安全な水の給水を受けられるよう、水質調査を行うとともに、水質管理体制の強化を図ります。
- ・ 年数を経過した浄水施設、取水施設の適切な更新、改修を進めます。
- ・ 漏水の防止や安定した給水を図るため、老朽管、狭小管の更新を進めます。また、配水管の耐震性の向上をめざし、主要水道管の更新を進めます。

* 印旛広域水道用水供給事業

市町村事務の一部を共同処理することを目的として設立された印旛郡市広域市町村圏事務組合の事業。利根川などから取水した原水を水道水にして、水道事業を行っている印旛郡の7市1町1企業団へ供給している。

* 水利権

河川の流水、湖沼の水などを排他的に取水し、利用することができる権利。

取り組みごとの主な事業

事業名	内 容	担当課
印旛広域水道用水供給事業	印旛広域水道用水供給事業に参加し、水道用水の長期安定給水のための水源確保を行います。	政策推進課
水道管布設事業	老朽管、狭小管を更新します。また、配水管の耐震性向上をめざし、主要水道管の更新を進めます。	工務課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
管路の耐震化率	耐震管路延長 / 管路総延長	26.3%	30.2%

期待される役割

市 民	水資源の重要性を理解し、節水を心がける。
地 域	赤水の発生や漏水を発見した場合、速やかに通報する。
事業所	水資源の重要性を理解し、節水を心がける。

